

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

令和5年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
神田 給与の支払者の法人番号 11122334455667 あなたの氏名 山川 太郎
税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

～記載に当たってのご注意～

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定 900万円以下 (A) 900万円超 950万円以下 (B) 950万円超 1,000万円以下 (C) 1,000万円超 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超 2,500万円以下

区分Ⅰ A (左のA～Cを記載) 基礎控除の額 480,000 円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することと差し支えありません。)

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

要 件

あなた自身が特別障害者	(左の★欄のみを記載)
○ 同一一生計配偶者又は扶養親族の氏名 <td>(フリガナ) ヤマカワ ジロウ</td>	(フリガナ) ヤマカワ ジロウ
○ 扶養親族が特別障害者 <td>(右の★欄及び★欄を記載)</td>	(右の★欄及び★欄を記載)
○ 扶養親族が特別障害者 <td>(右の★欄のみを記載)</td>	(右の★欄のみを記載)

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※ 4 の記載例は、所得金額調整控除がある「給与収入金額が850万円を超える場合」の記載例です。

1 氏名、住所などの記入

1 所轄税務署長 給与の支払者の名称(氏名) ○○○○株式会社 (フリガナ) ヤマカワ タロウ
神田 給与の支払者の法人番号 11122334455667 あなたの氏名 山川 太郎
税務署長 給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3 あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7

▶ 1 所轄税務署長
給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶ 2 給与の支払者の法人番号
この申告書を受理した給与の支払者が、給与の支払者の法人番号を付記するため、あなたが記載する必要はありません。

2 給与所得者の基礎控除申告書の記入

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定 900万円以下 (A) 900万円超 950万円以下 (B) 950万円超 1,000万円以下 (C) 1,000万円超 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超 2,500万円以下

区分Ⅰ A (左のA～Cを記載) 基礎控除の額 480,000 円

※ この記載例は、所得金額調整控除がある「給与収入金額が850万円を超える場合」の記載例です。

▶ 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算
給与所得については、直近の源泉徴収票や給与支払明細書を参考にして見積もった令和5年中の給与の収入金額(給与を2か所以上から受けている場合には、その合計額)を「収入金額」欄に記載し、その給与の収入金額を基に次のページの「給与所得の計算欄」を使用して所得金額を計算します。

また、給与所得以外の所得がある場合には、その合計額を記載します。ここで計算する所得には、源泉分離課税により源泉徴収だけで納税が完結するものや、確定申告をしないことを選択した一定の所得は含まれません。

詳しくは、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」(<https://www.nta.go.jp/user/gensen/nencho/index.htm>)に掲載している「給与所得以外の所得の種類等」をご確認ください。



左記のページは
こちらから

● 給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A
給与の収入金額 (A)		給与と所得の金額	
1 円以上	550,999 円以下	0 円	
551,000 円以上	1,618,999 円以下	A - 550,000 円	
1,619,000 円以上	1,619,999 円以下	1,069,000 円	
1,620,000 円以上	1,621,999 円以下	1,070,000 円	
1,622,000 円以上	1,623,999 円以下	1,072,000 円	
1,624,000 円以上	1,627,999 円以下	1,074,000 円	
1,628,000 円以上	1,799,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) ,000 円	
1,800,000 円以上	3,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) ,000 円	
3,600,000 円以上	6,599,999 円以下	A - 4 (千円未満の端数切捨て) ,000 円	
6,600,000 円以上	8,499,999 円以下	A × 0.9 - 1,000,000 円	
8,500,000 円以上		A - 1,950,000 円	
8,500,000 円以上		A - 1,950,000 円 - 所得金額調整控除の適用がある場合	

3 給与所得者の配偶者控除等申告書の記入

～記載に当たってのご注意～

- 「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
 - 1 あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,000万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書」の欄に記載してください。
 - 2 上記1以外で、かつ、あなたの本年中の合計所得金額の見積額が500万円以下である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書」を記載する必要はありません)。
 - 「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下である場合は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合は、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	8,970,000 円	6,973,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		6,973,000 円

○ 控除額の計算

判定 900万円以下 (A) 900万円超 950万円以下 (B) 950万円超 1,000万円以下 (C) 1,000万円超 2,400万円以下 2,400万円超 2,450万円以下 2,450万円超 2,500万円以下

区分Ⅰ A (左のA～Cを記載) 基礎控除の額 480,000 円

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

- 「控除額の計算」の表の「区分Ⅰ」欄については、「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄を参照してください。
- 「基礎控除申告書」の「区分Ⅰ」欄が(A)～(C)に該当しない場合や「配偶者控除等申告書」の「区分Ⅱ」欄が①～④に該当しない場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

(フリガナ) 配偶者の氏名 個人番号記入不要 55 年 10 月 5 日
ヤマカワ アキコ あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7
山川 明子 生計を一にする事実

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	950,000 円	400,000 円
(2) 給与所得以外の所得の合計額		
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 ((1)+(2)の合計額)		400,000 円

○ 控除額の計算

区分Ⅱ ① ② ③ ④ (上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額((1)+(2)の合計額)」(※印の金額))

判定 18万円以下かつ年齢70歳以上(昭和29.1.1以前生) 48万円以下かつ年齢70歳未満 48万円超95万円以下 95万円超133万円以下

配偶者控除の額 380,000 円 配偶者特別控除の額 円

※ 夫婦の双方がお互いに配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、いずれか一方の配偶者は、この控除の適用は受けられません。

▶ 1 配偶者の氏名、個人番号など

一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。また、配偶者が非居住者である場合には、「非居住者である配偶者」欄に○を付け、「生計を一にする事実」欄に送金額等を記載します。この場合、親族関係書類及び送金関係書類の添付等が必要ですが、親族関係書類については、扶養控除等(異動)申告書を提出した際に添付等をしているときは、必要ありません。

▶ 2 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

「2 給与所得者の基礎控除申告書の記入」の「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」を参考に記載してください。

4 所得金額調整控除申告書の記入

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が950万円以下の場合は、記載する必要はありません。

○ 年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「☆扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当する者について記載してください(該当者が複数いる場合は、いずれか1名を記載することと差し支えありません。)

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する必要はありません。

要 件

あなた自身が特別障害者	(左の★欄のみを記載)
○ 同一一生計配偶者又は扶養親族の氏名 <td>(フリガナ) ヤマカワ ジロウ</td>	(フリガナ) ヤマカワ ジロウ
○ 扶養親族が特別障害者 <td>(右の★欄及び★欄を記載)</td>	(右の★欄及び★欄を記載)
○ 扶養親族が特別障害者 <td>(右の★欄のみを記載)</td>	(右の★欄のみを記載)

※ 左の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

※ この記載例は、所得金額調整控除がある「給与収入金額が850万円を超える場合」の記載例です。

- (注) 1 所得金額調整控除の額の計算方法は次のとおりです(①、②の両方がある場合にはそれらの合計額)。
- ① (給与の収入金額(※1) - 850万円) × 10%
※1 1,000万円を超える場合は、1,000万円
 - ② 給与所得控除後の給与等の金額(※2) + 公的年金等に係る雑所得の金額(※2) - 10万円
※2 10万円を超える場合は、10万円
- 2 特定支出控除の適用がある場合は、求めた給与と所得の金額からその控除額を控除してください。

▶ 2 控除額の計算

「あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算」の表で計算した合計額を基に「判定」欄の該当箇所にチェックを付け、判定結果に対応する控除額を「基礎控除の額」欄に記載します。

▶ 3 区分Ⅰ

配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人は、「控除額の計算」の「判定」欄の判定結果に対応する記号(A～C)を記載します。
(注) この欄は、配偶者控除又は配偶者特別控除の適用を受けようとする人が記載しますので、それ以外の人は記載不要です。

▶① 要件

該当する要件にチェックを付けます。
なお、2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの項目にチェックを付けます。
※「特別障害者」とは、障害者のうち、身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一般又は二級である者として記載されている人など、精神又は身体に重度の障害のある人をいいます。
詳しくは、国税庁ホームページのタックスアンサー「No.1160障害者控除」をご確認ください。



左記のページはこちら

※「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。
※「扶養親族」とは、あなたと生計を一にする親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人をいいます。なお、児童福祉法の規定により養育を委託されたいわゆる里子や老人福祉法の規定により養護を委託されたいわゆる養護老人で、あなたと生計を一にし、令和5年中の合計所得金額の見積額が48万円以下の人も扶養親族に含まれます。

○ 令和5年分 給与所得者の保険料控除申告書

1

2

1 氏名、住所などの記入

所轄税務署長 神田	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇 株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ
2	給与の支払者の法人番号 1 1 2 2 3 3 4 4 5 5 6 6 7	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町 23-7
税務署長	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	

▶① 所轄税務署長

給与の支払者の所在地等の所轄税務署長を記載します。

▶② ☆扶養親族等

「要件」欄で「同一生計配偶者が特別障害者」、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合、その要件に該当する同一生計配偶者又は扶養親族の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
なお、「扶養親族が特別障害者」、「扶養親族が年齢23歳未満」の項目にチェックを付けた場合でその扶養親族が2人以上いる場合は、いずれか1人の氏名、個人番号及び生年月日等を記載します。
また、一定の要件の下、個人番号の記載を要しない場合がありますので、給与の支払者に確認してください。

▶③ ★特別障害者

「特別障害者に該当する事実」欄には、障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（障害の等級）などの特別障害者に該当する事実を記載します。
※特別障害者に該当する人が「扶養控除等（異動）申告書」に記載している特別障害者と同一である場合には、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを付けることで差し支えありません。

2 生命保険料控除額の記入

保険会社等の名称	保険等の種類	保険等の契約者の氏名	保険金の受取人の氏名	新・旧の区分	給与の支払者の氏名
2 ●●生命	養老	10才	山川 太郎	山川 明子	● 旧
3 ××生命	養老	10才	〃	〃	● 新
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	A 25,000 円	(b)のうち旧保険料等の金額の合計額	B 80,000 円	(c)のうち新・旧の合計額	計 (A+B) 105,000 円
(d)のうち新・旧の合計額	計 (A+B) 105,000 円	(e)のうち新・旧の合計額	計 (A+B) 105,000 円	(f)のうち新・旧の合計額	計 (A+B) 105,000 円
4 ●●生命	〇〇年全	30才	山川 太郎	山川 太郎	● 旧
5 ××生命	〇〇年全	30才	〃	〃	● 新
(a)のうち新保険料等の金額の合計額	C 80,000 円	(b)のうち旧保険料等の金額の合計額	D 90,000 円	(c)のうち新・旧の合計額	計 (C+D) 170,000 円
(d)のうち新・旧の合計額	計 (C+D) 170,000 円	(e)のうち新・旧の合計額	計 (C+D) 170,000 円	(f)のうち新・旧の合計額	計 (C+D) 170,000 円
計算式Ⅰ（新保険料等専用）※	計算式Ⅱ（旧保険料等専用）※	計算式Ⅲ（新・旧の合計額専用）※	計算式Ⅳ（新・旧の合計額専用）※	計算式Ⅴ（新・旧の合計額専用）※	計算式Ⅵ（新・旧の合計額専用）※
A、C又はDの金額	B又はEの金額	F又はGの金額	H又はIの金額	J又はKの金額	L又はMの金額
25,000円以下	25,000円以下	25,000円以下	25,000円以下	25,000円以下	25,000円以下
25,000円を超え40,000円まで	25,000円を超え40,000円まで	25,000円を超え40,000円まで	25,000円を超え40,000円まで	25,000円を超え40,000円まで	25,000円を超え40,000円まで
40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで
80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで
120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上

▶① 生命保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを生命保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「新・旧の区分」には、生命保険料控除証明書等に記載されている適用制度の新旧区分を記載します。）。
なお、保険金等の受取人は、あなた又はあなたの配偶者や親族（個人年金保険料については親族を除きます。）であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、旧生命保険料で一契約の保険料の金額が9,000円以下であるものを除き、証明書類の添付等が必要です。

3 地震保険料控除額等の記入

保険会社等の名称	保険等の種類(目的)	保険期間	保険金の受取人の氏名	新・旧の区分	給与の支払者の氏名
1 ××火災	地震(建物)	5年	山川 太郎	山川 太郎	● 旧
2 ▲▲火災	積立傷害	20年	山川 太郎	山川 太郎	● 新
(a)のうち地震保険料等の金額の合計額	⑧ 42,000 円	(b)のうち旧長期損害保険料等の金額の合計額	⑨ 14,800 円	(c)のうち新・旧の合計額	計 (⑧+⑨) 56,800 円
(d)のうち新・旧の合計額	計 (⑧+⑨) 56,800 円	(e)のうち新・旧の合計額	計 (⑧+⑨) 56,800 円	(f)のうち新・旧の合計額	計 (⑧+⑨) 56,800 円
計算式Ⅰ（新保険料等専用）※	計算式Ⅱ（旧保険料等専用）※	計算式Ⅲ（新・旧の合計額専用）※	計算式Ⅳ（新・旧の合計額専用）※	計算式Ⅴ（新・旧の合計額専用）※	計算式Ⅵ（新・旧の合計額専用）※
A、C又はDの金額	B又はEの金額	F又はGの金額	H又はIの金額	J又はKの金額	L又はMの金額
20,000円以下	20,000円以下	20,000円以下	20,000円以下	20,000円以下	20,000円以下
20,000円を超え40,000円まで	20,000円を超え40,000円まで	20,000円を超え40,000円まで	20,000円を超え40,000円まで	20,000円を超え40,000円まで	20,000円を超え40,000円まで
40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで	40,000円を超え80,000円まで
80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで	80,000円を超え120,000円まで
120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上	120,000円以上

▶① 地震保険料控除

保険会社等の名称、保険等の種類などを地震保険料控除証明書や契約証書などを参考に記載します（「地震保険料又は旧長期損害保険料区分」欄には、地震保険料控除証明書等に記載されている適用制度の区分に○を付けます。）。
保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している人は、あなた又はあなたと生計を一にする親族であることが必要です。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。

▶② 一般の生命保険料

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和5年分 生命保険料控除証明書			
契約番号(証券記載番号) 〇〇〇〇△△△	保険払込期間 10年	保険種類 養老	適用制度 新生命保険料控除制度
払込方法 月払	契約日 〇年〇月〇日	保険期間 10年	年金支払開始日
保険金受取人名 山川 明子			保険受取人生年月日 〇年〇月〇日
一般	一般の生命保険料(A) 25,000円	配当金(相当額)(B) 0円	一般証明額(A-B) 25,000円
介護	介護医療保険料(C)	配当金(相当額)(D)	介護医療証明額(C-D)
年金	個人年金保険料(E)	配当金(相当額)(F)	個人年金証明額(E-F)

(記載例の控除額の計算)
①欄: 25,000円×1/2+10,000円=22,500円(計算式Ⅰ)
②欄: 80,000円×1/4+25,000円=45,000円(計算式Ⅱ)
③欄: 22,500円+45,000円=67,500円→最高40,000円
④欄: 控除額は、②と③のいずれか大きい金額→45,000円

▶③ 介護保険料

(記載例の控除額の計算)
⑤欄: 80,000円×1/4+20,000円=40,000円(計算式Ⅰ)

▶④ 個人年金保険料

(記載例の控除額の計算)
⑥欄: 90,000円→最高40,000円(計算式Ⅰ)
⑦欄: 30,000円×1/2+12,500円=27,500円(計算式Ⅱ)
⑧欄: 40,000円+27,500円=67,500円→最高40,000円
⑨欄: 控除額は、⑤と⑥のいずれか大きい金額→40,000円

▶⑤ 生命保険料控除額

(記載例の控除額の計算)
⑩45,000円+⑪40,000円+⑫40,000円=125,000円
→最高120,000円
※記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。

(保険料控除証明書からの記載例)
(イメージ) 地震保険料控除証明書 (一部抜粋)

令和5年分 地震保険料控除証明書	
保険契約者氏名	山川 太郎
証券番号	〇〇〇〇××××
保険の種類	地震保険
保険の対象	建物
又は被保険者	
保険期間	令和5年1月1日から 令和9年12月31日まで5年間
払込方法	一時払
1回分保険料	42,000円
控除対象保険料	42,000円
満期返戻金の有無	無
その他	上記保険料は、所得税法第77条第1項に規定する地震保険料に該当するものです。

(記載例の「地震保険料控除額」の控除額の計算)
地震保険料の控除額
42,000円(⑩の金額、最高50,000円)
+12,400円(⑪の金額が10,000円を超える場合は⑩×1/2+5,000円、最高15,000円)
=54,400円→最高50,000円

▶② 社会保険料控除

国民年金保険料など、あなたが直接支払った社会保険料を記載します。給与から差し引かれた社会保険料は記載しません。
※国民年金の保険料や国民年金基金の加入員として負担する掛金を記載する場合は、「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際、その証明書類の添付等が必要です。

▶③ 小規模企業共済等掛金控除

iDeCo(個人型確定拠出年金)の掛金など、あなたが直接支払った小規模企業共済等掛金を記載します。給与から差し引かれた掛金は記載しません。
※「給与所得者の保険料控除申告書」を提出する際は、証明書類の添付等が必要です。
※記載欄が足りない場合は、適宜の様式に記載して、この申告書に添付してください。